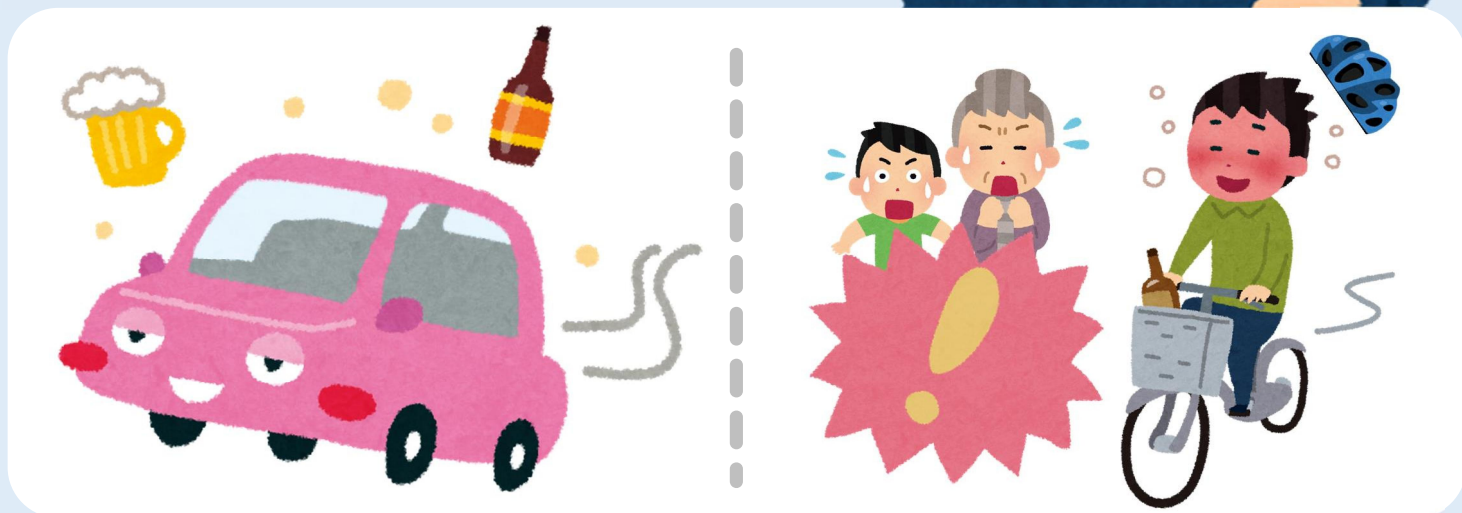




### 酒酔い運転

**5年以下の拘禁刑または  
100万円以下の罰金**

### 酒気帯び運転

**3年以下の拘禁刑または  
50万円以下の罰金**

「酒酔い」とは、呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上、または、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。  
なお、「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。



千葉県警察

# 飲酒運転は 絶対しない、させない、許さない



## 車両の提供

運転者が酒酔い

5年以下の拘禁刑または  
100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

3年以下の拘禁刑または  
50万円以下の罰金

## 酒類の提供

運転者が酒酔い

3年以下の拘禁刑または  
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

2年以下の拘禁刑または  
30万円以下の罰金

## 車両に同乗

運転者が酒酔い

3年以下の拘禁刑または  
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

2年以下の拘禁刑または  
30万円以下の罰金

## 飲酒運転受刑者の手記

飲酒運転の末路

5つの実話

5つの後悔

それでも、飲酒運転をしますか？

千葉県警察  
ホームページで  
読む



千葉県警察公式  
YouTubeチャンネルで  
観る

